

平成20年度 随意契約の公表(市長直轄組織)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成20年10月1日から平成21年3月31日までの随意契約
【市長直轄】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
政策推進課	八尾空港西側跡地の土地活用方策検討業務	平成20年11月25日	株式会社 オオバ 大阪支店	大阪市中央区淡路町1丁目7番3号	997,500円	<p>本業務は、国土交通省大阪航空局が所管する八尾空港西側跡地が処分されることから、広域的な観点からの大阪市・八尾市の良好なまちづくりの検討を行い、土地所有者(国土交通省大阪航空局)等関係機関に対し土地活用方策の提案を行うことを目的として、大阪市、八尾市及び独立行政法人都市再生機構西日本支社が協定を締結(平成20年9月10日付)し、八尾空港西側跡地の土地活用方策検討調査を行うものであります。</p> <p>また、本調査を行うにあたっては、平成20年10月に3者で協定を締結するとともに、協定の中で「八尾空港西側跡地の活用に関する検討会」において、会議を開催し、相互に協議・協力し、検討会において定めた内容について、役割分担に基づき調査を行うこととしており、八尾空港西側跡地の土地活用方策検討調査に係る業者選定につきましては、契約の中立性を担保することから、独立行政法人都市再生機構西日本支社によりプロポーザル方式による業者選定が実施され、委託業者を選定しております。</p> <p>契約にあたりましては、大阪市、独立行政法人都市再生機構西日本支社と本市の委託先が異なる場合は、調査の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した調査業務が技術的に必要とされ、業務期間の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な調査を確保するうえで、契約相手方以外の者に業務委託することが不利と認められること、また、本年度内に土地所有者(国土交通省大阪航空局)等関係機関に対し土地活用方策の提案を行うこととしており、時間的制約がある中、共通データ等を活用することにより低い費用による短期間での実施が可能であると判断でき、競争に付する場合よりも明らかに有利と認められます。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第6項該当)</p>